

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次

◇公安規則  
警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則  
警察職員の作業手当を受けるものの技術の程度及び認定の方法に関する規則  
鳥取県公安委員会運営規則  
警察職員の定員の配分に関する規則

## 公安委員会規則

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

### 鳥取県公安委員会規則第九号

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「条例」という。)第五条第二項に基き、制服を常時着用することを要しない警察官に対する被服手当を支給するものの範囲を定めることを目的とする。

#### (手当の支給範囲)

第二条 条例第五条に定める被服手当を支給するものの範囲は、警部補以下の警察官で次に掲げる職務に現に従事しているものとする。但し、予算その他の事情によりその範囲を伸縮することができる。

- 一 捜 査
- 二 防 犯
- 三 鑑 識
- 四 警 備

(兼務の職員に対する適用)

第三条 前条に定める職務に従事しているものが、他の職を兼ねている場合は本務に対して手当を支給するも

のとする。

2 前条に定める職務以外の職務に従事しているものが同条の職を兼ねている場合は、支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十九年七月一日から適用する。

警察職員の仕事手当を受けるものの技術の程度及び認定の方法に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勳

鳥取県公安委員会規則第十号

警察職員の仕事手当を受けるものの技術の程度

及び認定の方法に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、警察職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十九年鳥取県条例第四十号、以下「条例」という。)第三条第二項の規定に基づき、技術の程度及

び認定の方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(技術の程度)

第二条 条例第三条に定める仕事手当を受ける仕事の技術の程度は、別表中一から三までの仕事については、それぞれ一級、二級及び三級、四及び五の仕事については、それぞれ一級及び二級の技術の級に区分する。

(技術の認定)

第三条 技術の認定は試験による。

2 試験は別表に準拠し、同表中一から四までの仕事については、実務に必要な程度の智識を判定し得る事項について筆記試験により行う。但し四の仕事については技能試験を併せ行うことができる。

3 同表中五の仕事については技能試験により行う。

(試験管理者)

第四条 試験管理者は警察本部長がこれにあたる。

2 試験管理者は、条例及びこの規則の定めるところにより試験を実施し、その管理に当る。

(試験委員)

第五条 試験委員は、警務課、捜査課、防犯統計課、鑑識課、警備課、警ら交通課の各課長及び課長補佐の職にあるもの及び試験管理者において必要と認める者のうちから試験管理者が指名又は委しよくする。

2 試験委員は、試験管理者の命を受け、試験の執行にあたりその事務を分掌する。

(受験資格)

第六条 この試験を受けようとする者(以下「志願者」という。)は別表中一から三までに定める仕事にあつては、警部補、巡查部長、及び巡查、並びに警察官以外の職員、同表中四及び五に定める仕事にあつては、直接その仕事に従事すべき職にあるものであつて現にその仕事に従事している者及び従事することがあるものとして、試験管理者が指定した者で、その仕事について次の表の経験年数を経たなければならぬ。

作業の種類	経験年数
-------	------

一の作業 第一種 一年

二の作業 第二種 一年

三の作業 第三種 一年

六箇月

六箇月

六箇月

(試験期日)

第七条 試験は毎年一回別に定める期日に行う。

(受験の申告)

第八条 志願者は、受験申込書(様式ニ)をその所属長に対して別に定める期日までに提出しなければならぬ。

(受験者名簿)

第九条 所属長は、受験申込書を受理したときは、試験の種類ごとに取まとめ、受験者名簿(様式ニ)を作成するとともに試験の種類ごとの受験人員数を、別記様式ニにより試験管理者に報告しなければならない。

(試験結果の処理)

第十條 試験委員は、試験が終了したときは採点し、別表の合格及び級別の基準欄の条件に基き、合格者の技術の級を決定する。

2 試験委員は、前項の採点についてその者の属する部署の長から、その者が日常実務に際し成績優秀なものであることを証する資料の提出があつた場合に限り、実務点として二十点以内を増すことができる。

(試験の免除)

第十一條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十五号)

による大学、又は旧大学令による大学において、医学、薬学、農学、理学、工学、写真の各学部を卒業した者又は旧専門学校令による専門学校又はこれと同等以上の学校で、前記学部に進ずる学科の課程を卒業した者は、医学、薬学、農学、理学、工学の各学部については、別表中二の第三種の作業の三級の技術の級の、写真については同表二の第二種の作業の三級の技術の級の、又自動車運転の普通免許、特殊免許又は小型免許を有する者は同表三に定める作業について一級の技術の級

の試験を免除することができる。

2 前項の規定により試験の免除の適用を受けようとする者は、様式四により試験免除申請書を受験申込書と共に、試験管理者に提出しなければならない。

3 試験委員は、前二項の規定により試験を免除したときは、試験免除報告(様式四)及び試験免除者個人別調書(様式内)を試験管理者に提出しなければならない。

(試験結果の報告)

第十二條 試験委員は、第十條の規定により、合格者の技術の級を決定したときは合格者の個人別調書(様式四)を作成して試験管理者に提出しなければならない。

(本部長の認定)

第十三條 警察本部長は、第十一條に規定する試験免除者の個人別調書及び前条に規定する合格者個人別調書を審査し、不相当と認める者が不在場合はこれを認定し、様式四による認定通知書を本人に交付する。

2 この規則により認定した技術の級は試験を実施した

月の翌月から一年を限り有効とする。但し警察本部長において特別な事情があると認めるときはこれを延長することができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し昭和二十九年七月一日から適用する。

2 この規則施行の際現に有している従前の技術の級は、

この規則の施行後においても、その効力に影響を及ぼさないものとする。但し、別表中二のうち第一種及び第三種の作業については、この規則の施行前に有していた資格が二以上の種目にわたる場合には、施行後においてその主たる作業について資格を得たものと見なす。

作業の種類別

試験事項

試験採点の方法

合格及び級別の基準

一、犯罪予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の遠捕作業

第一種(刑事)

刑事に関する材罪予防及び捜査並びに被疑者の逮捕作業

時間

満点を○とし、試験の採点方法を定める

一 合格 六〇点以上を合格とする  
二 級別の基準  
三級 試験の成績が八五点以上であり、且つ当該作業の経験年数五年以上を有する者  
二級 試験の成績が七〇点以上であり、且つ当該作業の経験年数三年以上を有する者  
一級 試験の成績が六〇点以上である者

二 犯罪鑑識作業

種二第 (備警)	種一第 (口手紋指)	種二第 (眞写)
警備に関する犯罪予防及び捜査並びに被疑者の逮捕作業	指紋原紙取扱規程、同細則指紋分類準則等指紋関係法令及び指紋事務に関する重要な指示、通達並びに指紋原紙の作成、指紋の押捺、現場指紋の顯出及び鑑定、各種痕跡の採取、鑑定、犯罪手口資料取扱規程、同細則、犯罪手口資料処理準則、指名手配原紙取扱規程等手口関係法令及び手口事務に関する重要な指示通達について実務に必要な事項	被疑者写真取扱規程、現場写真記録作成規定等写真関係法令及び写真事務に関する重要な指示通達、写真材料、写真薬品、写真機械等についての一般的智識並びに犯罪現場証拠物件、現場指紋、鑑定物件等の撮影、撮影機による動的犯罪の現場撮影、不可視光線利用の鑑別撮影、平易な筆跡、及び印影の鑑定等について実務に必要な事項
右に同じ	右に同じ	右に同じ
右に同じ	右に同じ	右に同じ

三 交通取締用自動車、その他特殊自動車運転作業

第三種 (学化理、医法)

種三第 (学化理、医法)	種二第 (眞写)	種一第 (口手紋指)
化学についての実験装置及び実験機械の整備、点検並びに保守、試薬及び規定液の調整、一般的化学反応並びに測定等化学実験法について実務に必要な事項及び精神検査計の操作、連想検査、智能検査、性格検査、適性検査等について実務に必要な事項、法医学についての実験用器材及び資料の整備、血清分離、血液の計量、毛髪の測定、糞及び尿分離、紫外線及びルミノール検査等一般的法医学的検査について実務に必要な事項	被疑者写真取扱規程、現場写真記録作成規定等写真関係法令及び写真事務に関する重要な指示通達、写真材料、写真薬品、写真機械等についての一般的智識並びに犯罪現場証拠物件、現場指紋、鑑定物件等の撮影、撮影機による動的犯罪の現場撮影、不可視光線利用の鑑別撮影、平易な筆跡、及び印影の鑑定等について実務に必要な事項	指紋原紙取扱規程、同細則指紋分類準則等指紋関係法令及び指紋事務に関する重要な指示、通達並びに指紋原紙の作成、指紋の押捺、現場指紋の顯出及び鑑定、各種痕跡の採取、鑑定、犯罪手口資料取扱規程、同細則、犯罪手口資料処理準則、指名手配原紙取扱規程等手口関係法令及び手口事務に関する重要な指示通達について実務に必要な事項
道路交通取締法、道路運送車輛法令施行規則、道路運送法令施行規則、交通関係法令及び自動車の構造機能取扱法、運転方法故障の早期発見及び修理要領等について実務に必要な事項	同様に右	同様に右
同様に右	同様に右	同様に右
<p>一 合格 六〇点以上を合格とする</p> <p>二 級別の基準</p> <p>三級 試験の成績が八五点以上であり且つ、当作業経験年数四年以上を有する者</p> <p>二級 試験の成績が七〇点以上であり且つ当該作業の経験年数二年以上を有する者</p> <p>一級 試験の成績が六〇点以上の者</p>	<p>一 合格 六〇点以上を合格とする</p> <p>二 級別の基準</p> <p>三級 試験の成績が八五点以上であり且つ、当作業経験年数四年以上を有する者</p> <p>二級 試験の成績が七〇点以上であり且つ当該作業の経験年数二年以上を有する者</p> <p>一級 試験の成績が六〇点以上の者</p>	<p>一 合格 六〇点以上を合格とする</p> <p>二 級別の基準</p> <p>三級 試験の成績が八五点以上であり且つ当該作業の経験年数四年以上を有する者</p> <p>二級 試験の成績が七〇点以上であり且つ当該作業の経験年数二年以上を有する者</p> <p>一級 試験の成績が六〇点以上の者</p>

特殊勤務手当受給資格試験受験人員報告

(所属名)

作業名	人員数		
	基本	累加	計
一の作業	第1種		
	第2種		
二の作業	第1種		
	第2種		
	第3種		
三の作業			
四の作業			
五の作業			
計			

様式 四

「註」  
 一 本名簿は作業の種類毎に作成すること。  
 二 受験種目のうち、累加の欄は累加事項となる作業の受験種目の名称を記入する。

受験種目	職名	氏名	年齢	現在有する特殊勤務手当の種別	備考
基本累加					

所属長

昭和 年 月 日

所属

職氏

名

作業名	作業経験年数	現在有する特殊勤務手当の名称及び技術の級	卒業した学校及び学部等の名称及び卒業年月日	備考

様式 四  
 特殊勤務手当受給資格試験免除申請書  
 警察職員の作業手当を受けるものの技術の程度及び認定の方法に関する規則第十一条の規定により左記の作業について技術の級の試験の免除を申請します。

作業名	経験年月数	現在有する技術の級	備考
(基本)			

様式 一  
 特殊勤務手当受給資格試験受験申込書  
 所属 課(署)  
 職氏名  
 次の作業の特殊勤務手当受給資格試験を受験致したいので申します。

四 無線電信機による通信作業  
 和文一分間八十五字の速度による手書、送受信及び欧文一分間七〇字の速度による手書、送受信(実科試験)

五 市外電話交換作業  
 電話交換機器の操作、応待等実務上必要な程度の作業を行うもの(実科試験)

送受信 五分  
 送受信 五分  
 右に同じ  
 右に同じ

一 合格 七〇点以上を合格とする  
 二 級別の基準  
 一級 八五点以上  
 二級 七〇点以上

昭和 年 月 日	所属長 殿	氏名

特殊勤務手当受給資格試験受験者名簿

昭和 年 月 日

(作業名)

「註」備考欄には累加事項のあるものについてその名称及び得点を記入する。																				

様式 出  
 (作業名)  
 特殊勤務手当受給資格試験合格者個人別調書

作業名 職氏名係名 作業経験年 卒業した学校及び学部等の名称 及び卒業年月 免除の理由 なる資格の種類及び取得年月 備考																				

様式 内  
 特殊勤務手当受給資格試験免除者個人別調書

特殊勤務手当受給資格試験免除申請数調  
 (所属名)

作業名	技術の級			計
	1級	2級	3級	
一の作業	第一種			
	第二種			
二の作業	第一種			
	第二種			
	第三種			
三の作業				
四の作業				
五の作業				
計				







